

埋立ごみ破碎業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、令和8年度（2026年度） 扇田環境センター埋立ごみ破碎業務委託（以下、「本業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

本業務は、次の各号の業務及びこれに付帯する業務について、本仕様書の定めるところにより実施すること。

- (1) 扇田環境センターが受入れた破碎対象となる埋立ごみ（以下、「破碎ごみ等」という。）を自社で積込み受託者の破碎・選別施設へ搬送する業務
- (2) 搬送した破碎ごみ等を破碎機により破碎・選別（金属回収）等を行う業務（別紙1・2 参照）
- (3) 選別等を行った再生資源（金属類）の売却に係る業務
- (4) 可燃残渣を東西環境工場に、不燃残渣を扇田環境センターへ運搬する業務

3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 搬出

(1) 搬出日

- ア 令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで（ただし、日曜日、年始の3日間及び市が指定した日を除く。）
イ 破碎ごみ等の搬出にあたっては、委託者からの委託打合せ簿により指示するものとする。

(2) 計量

破碎ごみ等の「搬出量」の計量は、扇田環境センターの計量器を用いることとし、その重量は搬出前後の車両重量の差し引き重量とする。

5 搬出量等

- (1) 履行期間内の搬出予定量は150トンとする。搬出台数は概ね47台を想定している。
- (2) 履行期間内の搬出予定量はあくまでも予想量であり、搬出量の差異による契約の変更は行わない。

6 破碎・選別等の処理業務

受託者は、別紙1「埋立ごみ破碎業務仕様」に基づいて、金属類の回収作業等を行うこと。

7 選別残渣の処理

- (1) 受託者は、本業務に伴って生じた可燃残渣及び不燃残渣(以下、「選別残渣」という。)について、別紙2「選別残渣(可燃物)の処分量の上限について」により算出した量を上限として、受託者自身により委託者の指定する施設へ搬出すること。
- (2) 受託者は、選別残渣を処理手数料免除により本市施設に搬出することができる。なお(1)で算出した選別残渣の上限を超える分については、熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号)第16条に規定する処理手数料を、委託者が発行する納付書で速やかに納付すること。ただし、委託者が相当の理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (3) 選別残渣の搬入に使用する車両については、自己の負担により自動車保険(任意保険、補償金額については対人無制限、対物1千万円以上とする。)に加入すること。
- (4) 選別残渣運搬において、運搬車両の過積載は行わないこと。
- (5) 運搬車両は、一般廃棄物運搬もしくは産業廃棄物運搬の許可車両を使用すること。
- (6) 環境工場等での計量の際は、市から貸与を受けた計量カードを用いて行うこと。なお、計量カードについては、紛失・誤使用(他のごみ種のカードを誤って使用すること)等のないよう、受託者が厳格に管理すること。

8 買取相殺

選別された金属類は受託者が買い取り、買い取った収益は本業務の単価に含まれるものとする。

9 業務従事者等に関する届出

(1) 従事者

受託者は、本業務遂行にあたり、別紙様式I-①、「搬入・選別等業務従事者名簿」及びI-②「業務管理者名簿」により業務従事者の名簿を本市へ届出すること。
また、従事者の変更等を行う場合も同様に届け出ること。

(2) 使用車両

受託者は、本業務遂行にあたり、業務に使用する残渣運搬車両について、別紙様式II「従事車両届」にて本市へ届け出ること。
また、届出後に使用車両の変更等を行う場合も、同様に市に届け出ること。

10 業務報告等

(1) 実施状況

受託者は、埋立ごみ等破碎状況については、別紙様式①を用いて、業務完了一回毎に

報告すること。

(2) 計量明細書

受託者は、選別残渣を本市施設に持込む際、委託者から借り受けた計量カードを使用し、その計量伝票を(1)の報告に添付すること。

1 1 安全作業の徹底

(1) 法令の遵守

受託者は、本業務を実施するにあたり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ安全作業に努めること。

(2) 事故発生時の措置

受託者は、事故又は火災等が発生した場合は応急処置、消防・警察への連絡等人命の安全を最重要視した措置を講じるとともに、直ちに市に報告すること。

(3) 事故等の報告

受託者は、(2)の場合における顛末を別紙様式②「事故状況報告書」を用いて、発生日から5日以内に市に提出すること。

1 2 遵守事項

- (1) 本業務遂行にあたり、熊本市の行う事業であることを深く認識し、市民に対し、迷惑、不快となるような言動は絶対に行わないこと。
- (2) 受託者は、本業務に従事する者に対して市の一般廃棄物処理計画及びごみ出しルールを教育し、業務が円滑に行われるよう努めること。
- (3) 受託者は、荒天、風雪等の災害その他臨時的な事由により、市から搬入等に係る特別な指示がある場合にはこれに従うこと。
- (4) 受託者の従業員は、本業務従事中にあっては受託者の従業員であることを示す証明書を常に携帯し、市担当職員の求めに応じてこれを提示すること。
- (5) 破碎ごみ等の運搬・選別及び選別残渣の保管・運搬の際は、飛散、流出、地下への浸透を防止し、生活環境保全上支障のないよう業務を遂行すること。また、汚水が生ずるおそれのある場合は、公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること。
- (6) 受託者は、本業務にあたり個人に関する情報であって、特定の個人が認識され、又は識別されうるもの（以下「個人情報」という。）を得ることを目的とした対応は行わないこと。

1 3 協議

受託者は、本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、本市に連絡し協議すること。

別紙1

埋立ごみ破碎業務委託仕様

埋立ごみ破碎の処理業務は、搬出業務、破碎・選別等業務、金属買取、残渣運搬業務で構成されるものとし、以下のことに留意して各業務を確実に行うこと。

1. 搬出業務

- ・ 扇田環境センターからの搬出は、搬出前後の車両重量を計量・記録し、搬出量を把握すること。搬出時の積込は自社で行うこと。
- ・ 積込場所の指示・誘導等に従い、場内車両及び他者の安全を確保すること。

2. 破碎・選別等業務

- ・ 破碎ごみ等の金属回収を行う物について、破碎機（シュレッダー等）を用いて破碎し、磁選機や手選別により金属類を回収すること。
- ・ 極力選別を行うことによって、安易に残渣としないこと。



- ・ 選別残渣（可燃物）の処分量の上限は、別紙2のとおり

3. 残渣運搬業務

- ・ 破碎機により分別される可燃物及び破碎・選別等業務に伴い発生する可燃残渣は、積載量4トン以下の車両を用いて環境工場に搬入すること。
- ・ 破碎機により分別される不燃物（不燃残渣）については、この業務に伴い発生したものに限り扇田環境センターに搬入すること。

別紙2

選別残渣（可燃物）の処分量の上限について

○ 乾式破碎選別施設について

破碎ごみ等の量 : $T = A + B$

鉄・非鉄 : A (金属類は御社へ売却)

可燃物 : B (環境工場へ搬出)

$$B = T \times (C \times (1+D))$$

T : 破碎ごみ等の量

A : 破碎選別により分別される不燃物（鉄・非鉄）の重量

B : 破碎選別により分別される可燃物の重量

C : 残渣率（70.0%）

D : 飛散防止のために添加する水分の含水率（17%）

(注意) 1. 環境工場へ搬出する可燃残渣は、本事業に伴って発生するものに限る。

2. 可燃残渣の搬入の際には、受入施設での飛散防止のために十分な量の水分（可燃残渣重量の17%の量）を含ませること。

3. 破碎・選別等を行った後に発生する不燃残渣については、同量の可燃残渣の環境工場への搬入で代えるものとする。（別紙1の3参照）

(参考) 破碎・選別等重量のうちの金属リサイクル率（鉄分）は約30%とする。

○ 湿式破碎選別施設について

破碎ごみ等の量 : $T = A + B$

鉄・非鉄 : A (金属類は御社へ売却)

可燃物 : B (環境工場へ搬出)

$$B = T \times (C \times (1+D))$$

T : 破碎ごみ等の量

A : 破碎選別により分別される不燃物（鉄・非鉄）の重量

B : 破碎選別により分別される可燃物の重量

C : 残渣率（70.0%）

D : 湿式破碎選別機の含水率（40%）

(注意) 1. 環境工場へ搬出する可燃残渣は、本事業に伴って発生するものに限る。

2. 湿式破碎選別機を使用する際の可燃残渣の含水率を40%とし、可燃残渣重量に含むものとする。

3. 破碎・選別等を行った後に発生する不燃残渣については、同量の可燃残渣の環境工場への搬入で代えることができる。なお、その量は可燃残渣とあわせた残渣率以内とする。（別紙1の3参照）

(参考) 破碎・選別重量のうちの金属リサイクル率（鉄分）は約30%とする。